

信用金庫の融資について保証否認が認められた事案

東京高裁平成17年8月10日判決（確定＊上告不受理・上告棄却決定）

1 保証契約時に主債務者が破綻状態であることを知らずに保証契約を締結した保証人は、錯誤を理由に保証責任を免れるという内容の控訴審判決です。

主債務者は大幅な債務超過の会社であって、融資当時、年利数百パーセントから千数百パーセントの1110万円余のシステム金融に対する債務を負っており、システム金融を放置していれば、いずれ破綻することになることが明らかでした。保証人は、いわゆる情誼的保証人で、当時71才、頼るべき子供はなく、胃癌及び直腸癌を患っており、わずかな年金収入（年100万）しかなく、唯一の資産は自宅であって、その自宅に今回の抵当権が設定されていました。一審では、保証人全面敗訴でした。

2 控訴審の判決理由は、主債務者の財産状態（破綻状態）について、黙示の動機の錯誤を認めたことによります。

本判決は、一般論として、「保証契約時に主たる債務者が破綻状態にないことは、保証しようとする者の動機として、一般的に、黙示的に表示されているもの」と述べています。

この点、保証人は、主債務者が破綻したときにまさに「保証する」役割で保証契約を締結するから、保証契約書に保証人として判子をつけば、破綻しても保証責任が発生

するというのが、今までの判決の流れであり、主債務者が破綻状態にあることについて一般論として保証人に動機の錯誤が認められると判示した判決はありませんでした。

今まで、金融機関が「大丈夫です」と言ったか言わなかったかが、動機の錯誤を認める争点として争われ、それを言ったかどうかの立証問題になってしまい、立証責任が保証人にあるので立証できなければ保証人は負けていました。しかし、保証人は本判決によって、保証契約時に主債務者が破綻状態であったかどうかだけ立証すれば、保証否認できることになります。

金融機関は、保証契約時に破綻状態であるかどうか調査し、破綻状態であればそれでも保証を引き受けるか説明しなければ、錯誤を主張されるので、金融実務の見直しが必要になります。

本判決は、今後、保証人目立ての商工ローンの保証否認事案に大きく影響を与える判決だと思います。

本判決については、金融・商事判例1226号、判例時報1907号、判例タイムズ1192号に搭載されています。

佐々木成明・岡島順治
（静岡県弁護士会）